

お済みですか？消費税の届出！

1 課税事業者

個人事業者で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要となる場合）は、「消費税課税事業者届出書」を釧路税務署に提出する必要があります。

課税事業者とは：

基準期間（※1）における課税売上高（※2）が1,000万円を超える方。

※1「基準期間」とは、個人事業者の場合は、その年の前々年をいいます。

例えば、平成23年分の課税売上高が1,000万円を超えている方は、平成25年分の消費税の課税事業者に該当します。

※2「課税売上高」とは、消費税が課税される取り引きの売上金額と輸出取引などの免税売上金額の合計額（これらの売り上げに係る売上返品、売上値引や売上割戻しなどに係る金額がある場合には、これらの金額を差し引いた金額）を言います。

2 簡易課税制度

について

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択できます。

なお、平成25年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、12月31日(月)までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を釧路税務署に提出する必要があります。

（注1）簡易課税制度は、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税（簡易課税制度を選択しなかった場合）により計算すれば還付となるような場合でも、還付を受けられません。

（注2）簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続しなければ選択を止めることはできません。また、選択を止める場合には、止めようとする課税期間の開始の前日までに「消費税簡易課税制度選択

不適用届出書」を釧路税務署に提出する必要があります。 ※課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要で

す。 消費税の届出書や、帳簿の記載方法などについて詳しく知りたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）か、電話相談センターを利用してください。 電話相談センターの利用は、釧路税務署（☎0154-31-5100）に電話して、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

所得税の予定納税（第2期分）の納付をお忘れなく！

所得税の予定納税（第2期分）の納付期間は、11月1日(木)～30日(金)となっております。納付期限に遅れると、期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかる場合がありますので、注意してください。

税を考える週間

税務署では、例年、11月11日(日)から17日(土)までを『税を考える週間』と定め、広報・広聴活動を行っています。

平成24年度は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、国税庁のICT化・国際化への対応および「国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用促進」などに重点的に取り組みます。

期間中は、国税庁ホームページで税について考えていただくための情報を提供するとともに、「国税庁に対する要望」などを聞くためのアンケート窓口を開設します。

国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)
e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp)



■問い合わせ／釧路税務署 (☎0154-31-5100)

緊急速報「エリアメール」で 防災情報を配信します。

本町では、災害時に町内にいる住民や事業者に的確な情報を広く周知するため、緊急エリアメールの運用を開始します。



エリアメールとは、国や自治体が配信元となり、携帯電話会社が持つ回線を用いて、町内にいる携帯電話利用者に向けて避難情報などの緊急情報をメールで伝える方法です。

現在のところ、次の携帯電話会社3社が対応しています。

- NTTドコモ
- au
- ソフトバンク

なお、携帯電話の機種によっては、緊急エリアメールを受信できない機種（古い機種など）があるとともに、緊急エリアメールを受信するための設定が必要な機種もありますので、事前に各携帯ショップなどで確認してください。メール受信者の負担はありません。

■運用開始日時／11月1日、午前8時45分

- 緊急情報の配信情報は次のとおりです。
- 避難準備情報
 - 避難勧告
 - 避難指示
 - 避難区域情報
 - 指定河川洪水警報
 - 土砂災害警戒情報
 - 航空攻撃情報
 - 弾道ミサイル情報（国民保護に関する警報）
 - ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
 - 大規模テロ情報

■問い合わせ／役場総務課交通防災係（2階⑫）
番窓口 ☎485-2111 内線213

指名手配・被疑者の 捜査強化 ～ピンと来たら110番～

指名手配犯人の検挙、 捜査活動に御協力を

全国の警察が総力を挙げて指名手配犯人検挙の追跡捜査を行っていますが、一人でも多くの指名手配犯人を検挙するために、捜査に対する皆様のご理解とご協力をお願いします。

また、現在は犯罪の発生件数自体は減少していますが、殺人、強盗、放火の事件や振り込め詐欺などの悪質な犯罪が後を絶たないほか、暴力団が密かに活動しているなど、身近に犯罪がひそんでいます。

このような事件を早期に解決するためには、捜査に対する皆様のご理解とご協力をお願いします。

犯人や事件に関する情報は、小さなことでも、ためらわず、110番、または最寄りの警察署、交番、駐在所に連絡をしてください。

- 問い合わせ／
弟子屈警察署
☎482-2110
標茶駐在所
☎485-2151



高速道路のパネル展を 実施します

北海道横断自動車道は、札幌から根室までをつなぐ高速道路です。昨年度には夕張占冠間が開通し、札幌圏と十勝圏がつながりました。平成26年度に浦幌占白糠間が、平成27年度に白糠占阿寒間が開通する予定です。

高速道路は沿線の市町村の産業や文化交流の促進、圏域相互の発展を図るためにも早期完成が望まれます。

路線の現在の建設状況、高速道路が果たす役割などについて展示しますので、ぜひご覧ください。

■展示期間／11月23日（金）～12月6日（木）

■場所／開発センター

■問い合わせ／北海道横断自動車道釧路地区早期建設促進期成会（☎0154-31-4599）

冬の交通安全運動

期間／平成24年11月15日（木）
～11月24日（土）

- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車運転中の交通事故防止
- 飲酒運転根絶
- 凍結路面等のスリップ事故の防止

年末を控え、仕事も忙しくなるこの時期、運転する機会が大変多くなります。夏道から冬道へと路面も変わり滑りやすくなりますので、早めに冬タイヤへ交換するなど、路面状況にあった運転を心掛けてください。また歩行者や自転車利用者は夜光反射材などを利用し、事故に遭わないようにしましょう。

